

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用 途		用途に供する規模等 (以下のいずれかに該当するもの)	報告の 時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、主階が 1 階以外にあるもののうち、床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	3 年ごと 令和 8 年 6 月～ 1 2 月
2	観覧場 (屋外に避難上有効に開放されているものを除く)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
3	病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限り) 又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>2 階部分 (当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限り、児童福祉施設等にあつては (※) に限る。) の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>	
4	共同住宅又は寄宿舍 (ただし、(※) に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>その用途に避難階以外の階を供するもののうち、床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、その用途に避難階以外の階を供するもののうち、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>その用途に避難階以外の階を供するもののうち、3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>その用途に供する階が全て避難階であるもののうち、6 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>2 階部分 (当該部分が避難階である場合を除く。) の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>	
5	下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍 (ただし、(※) は除く)	6 階以上の階の床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの	3 年ごと 令和 9 年 6 月～ 1 2 月
6	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>2 階部分 (当該部分が避難階である場合を除く。) の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>	

7	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	3 年ごと 令和 10 年 6 月～ 1 2 月
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校に附属しないもののうちその用途に供する階が全て避難階であるもの又は学校に附属するもので、床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>学校に附属しないもののうち、その用途に避難階以外の階を供するもので、床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>2 階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>	
10	事務所その他これに類するもの	地階又は 3 階以上の階の床面積の合計がそれぞれ 100 m <sup>2</sup> を超えるもの（階数が 5 以上で、延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物に限る。）	
<p>(※) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途として以下に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）</li> <li>二 助産施設、乳児院、障害児入所施設</li> <li>三 助産所</li> <li>四 盲導犬訓練施設</li> <li>五 救護施設、更正施設</li> <li>六 老人短期入所施設等</li> <li>七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム</li> <li>八 母子保健施設</li> <li>九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）</li> </ol>			

※ 同一敷地内に 2 棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備 (※)

用 途		用途に供する規模等 (以下のいずれかに該当するもの)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、主階が 1 階以外にあるもののうち、床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<p>毎年</p> <p>6 月～ 1 2 月</p>
2	観覧場 (屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
3	病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。) 又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
4	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
5	博物館、美術館、図書館、 ホール、スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
6	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公 衆浴場、待合、料理店、飲 食店又は物品販売業 (物品 加工修理業を含む。) を営 む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えるもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>建築物の階数が 3 以上のもので、地階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>3 階以上の階の床面積の合計が 100 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
7	事務所 その他これに類するもの	地階又は 3 階以上の階の床面積の合計がそれぞれ 100 m <sup>2</sup> を超えるもの (階数が 5 以上で、延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物に限る。)	
<p>(※) 対象となる建築設備は以下のとおり</p> <p>[換気設備] 法第 28 条第 2 項ただし書及び第 3 項の規定により設置する換気設備のうち政令第 112 条第 21 項に規定する特定防火設備で温度ヒューズホルダー又は熱感知器若しくは煙感知器と連動して自動的に閉鎖するものを設けたもの</p> <p>[排煙設備] 法第 35 条又は政令第 129 条の 13 の 3 第 13 項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けたもの</p> <p>[非常用の照明装置] 法第 35 条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第 126 条の 5 に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けたもの</p>			

※ 同一敷地内に 2 棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

### (3) 防火設備

報告対象	報告時期
政令第16条第3項第2号に規定される防火設備 (※)	毎年 6月～12月
(※) 防火設備：随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）	

※ 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。